

大阪府建築物に付属する特定の設備等の安全確保に関する条例に基づく届出  
エレベーター事故(平成20年度届出分)

# 平成20年度報告分

NO.	報告種別	記述項目	内容
17	第1報 (速報)	発生日時	平成21年3月20日(金)／13:20頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	マーケット
	被害者の概要	事故の状況	かご内の扉に手を付けていた為、扉が開く時に、枠との隙間に指を挟まれた。
		被害者の概要	6～12歳(1名) 圧迫による指の出血(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因	かご内の扉に手を付けていた為	
再発防止策	扉の片面に注意喚起シールを貼っていたが、両面に貼る。		
16	第1報 (速報)	発生日時	平成21年2月15日(日)／14:10頃
		発生場所	吹田市
		建築物用途	マーケット
	被害者の概要	事故の状況	かご内の扉に手を付けていた為、扉が開く時に、枠との隙間に指を挟まれた。
		被害者の概要	5歳以下(1名) 指にすり傷(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因	かご内の扉に手を付けていた為	
再発防止策	音声による注意喚起、注意喚起シールの扉の両面への貼り付け、巡回の強化		
15	第1報 (速報)	発生日時	平成21年2月14日(土)／16:00頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	事務所
	被害者の概要	事故の状況	かご内の扉に手を付けていた為、扉が開く時に、枠との隙間に指を挟まれた。
		被害者の概要	5歳以下(1名) 右手の指に腫れ(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因	かご内の扉に手を付けていた為	
再発防止策	注意喚起シールを貼る		
14	第1報 (速報)	発生日時	平成20年12月4日(木)／13:20頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	百貨店
	被害者の概要	事故の状況	扉の開放時間超過のブザーを、定員超過のブザーと勘違いし、降りようとした際に、閉まりかけた扉に当たり転倒
		被害者の概要	65歳以上(1名) 額にすり傷、体が打撲(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因	扉の開放時間超過のブザーを、定員超過のブザーと勘違いし、降りようとした際に、閉まりかけた扉に当たり転倒	
再発防止策	特になし		
13	第1報 (速報)	発生日時	平成20年11月30日(日)／15:10頃
		発生場所	豊中市
		建築物用途	マーケット
	被害者の概要	事故の状況	エレベーターに乗り込む際、親がベビーカーに気を取られている隙に、横にいた子供の指が扉に挟まれた
		被害者の概要	5歳以下(1名) 指に擦り傷(入院を要さない程度)
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーターに乗り込む際、親がベビーカーに気を取られている隙に、横にいた子供の指が扉に挟まれた	
再発防止策	特になし		

12	第1報 (速報)	発生日時	平成20年11月8日(土)／17:00頃
		発生場所	富田林市
		建築物用途	マーケット
		事故の状況	エレベーターにもたれていたために、右手が開いていく扉と建物の壁との間に挟まれた
	被害者の概要	5歳以下(1名) 右手軽症(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	エレベーターにもたれていたために、右手が開いていく扉と建物の壁との間に挟まれた	
	再発防止策	エレベーターの点検実施。かご内での注意喚起放送を実施予定	
11	第1報 (速報)	発生日時	平成20年10月30日(木)／17:30頃
		発生場所	堺市
		建築物用途	百貨店
		事故の状況	扉に手を付いていたことにより、扉が開く際に戸袋に手が引き込まれた
	被害者の概要	5歳以下(1名) 右手を負傷(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	扉に手を付いていたことにより、扉が開く際に戸袋に手が引き込まれた	
	再発防止策	特になし	
10	第1報 (速報)	発生日時	平成20年10月24日(金)／12:10頃
		発生場所	羽曳野市
		建築物用途	共同住宅
		事故の状況	車椅子利用の方が乗り込もうとした際に、車椅子の前輪が敷居溝にはまり、閉まりかけた扉で左肘をぶつけた
	被害者の概要	65歳以上(1名) 左肘の打撲(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	センサー(二光軸)は設置されていたが、下段部は車いすのすき間を、上段部については膝上を通ったため、感知できず動作しなかったと思われる。セーフティーシューは扉が全開状態から閉まりかけた直後の位置だったため動作し	
	再発防止策	注意喚起文書を1階乗り場に掲示、注意喚起シールをかご側防犯窓に貼付け、セーフティーシューの出幅及び効きしろ調整	
9	第1報 (速報)	発生日時	平成20年10月23日(木)／9:30頃
		発生場所	羽曳野市
		建築物用途	共同住宅
		事故の状況	台車を引いて、かごから降りようとした際に扉が閉まり、台車取手と扉に手を挟まれた
	被害者の概要	20～64歳以下(1名) 右手甲打撲(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	挟まれた手がセーフティーシューやセンサー(二光軸)が感知しない位置にあり、安全装置が働かなかったと思われる	
	再発防止策	注意喚起文書を1階乗り場に掲示、注意喚起シールをかご側防犯窓に貼付け、セーフティーシューの出幅及び効きしろ調整	
8	第1報 (速報)	発生日時	平成20年8月9日(土)／18:00頃
		発生場所	茨木市
		建築物用途	マーケット
		事故の状況	ドアが開いた時に、母親が抱いていた乳児の手首が壁との間に挟まった
	被害者の概要	5歳以下(1名) 左手打撲(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	ドアが開いた時に、母親が抱いていた乳児の手首が壁との間に挟まった	
	再発防止策	注意喚起文書の貼付け	
6	第1報 (速報)	発生日時	平成20年8月5日(火)／23:30頃
		発生場所	大阪市
		建築物用途	事務所
		事故の状況	かご内で約8時間半閉じ込め
	被害者の概要	65歳以上(1名) 軽度の脱水状態(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	制御盤内減速リレーの不良による	
	再発防止策	減速リレー交換及び、かご内の非常用通話装置を24時間監視センターと接続	

7	第1報 (速報)	発生日時	平成20年8月5日(火)／18:37頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	共同住宅	
	事故の状況	かご内の扉が閉まる際、扉と扉との隙間に手を挟まれた	
第2報 (詳報)	被害者の概要	5歳以下(1名) 左手打撲(入院を要さない程度)	
	事故の原因	かご内の扉に手を付けていた為	
5	第1報 (速報)	再発防止策	特になし(注意喚起シール貼付済み)
		発生日時	平成20年7月25日(金)／11:22頃
	発生場所	高槻市	
	建築物用途	共同住宅	
第2報 (詳報)	事故の状況	10階から1階へ降りる途中、2階付近で緊急停止。その際乗っていた方が負傷	
	被害者の概要	20～64歳(1名) 腰部捻挫(入院を要さない程度) (届出なし)	
4	第1報 (速報)	発生日時	平成20年7月16日(水)／22:54頃
		発生場所	大阪市
	建築物用途	共同住宅	
	事故の状況	かご内の扉に手を付けていた為、扉が開く時に、枠との隙間に指を挟まれた。	
第2報 (詳報)	被害者の概要	5歳以下(1名) 手にすり傷(入院を要さない程度)	
	事故の原因	扉に手を添えていた為	
3	第1報 (速報)	再発防止策	注意喚起シールの貼付
		発生日時	平成20年7月9日(水)／20:35頃
	発生場所	富田林市	
	建築物用途	マーケット	
第2報 (詳報)	事故の状況	エレベーターホールで扉にもたれていたら、ドアが開き右手を挟まれた	
	被害者の概要	6～12歳以下(1名) 右肘擦り傷(入院を要さない程度)	
2	第1報 (速報)	事故の原因	エレベーターの扉にもたれていたため、右手が開く扉と建物の間に挟まれた
		再発防止策	注意喚起ステッカーを増やし、扉と壁との隙間を小さくした
	第2報 (詳報)	発生日時	平成20年5月12日(月)／16:16頃
		発生場所	池田市
第2報 (詳報)	建築物用途	複合施設	
	事故の状況	段差に足をとられ転倒	
1	第1報 (速報)	被害者の概要	65歳以上(1名) 骨折(3週間以上の入院を要する)
		事故の原因	事故発生後着床段差の発生は無かったが、メーカー調査の結果、かご着床用磁気センサーの異常があれば着床段差が発生する可能性がある
	第2報 (詳報)	再発防止策	かご着床用磁気センサー取替
		発生日時	平成20年5月7日(水)／19:37頃
第2報 (詳報)	発生場所	堺市	
	建築物用途	百貨店	
第2報 (詳報)	事故の状況	ドアが開いた際に戸袋に手を挟んだ	
	被害者の概要	5歳以下以下(1名) 軽傷(入院を要さない程度)	
第2報 (詳報)	事故の原因	扉が開き外に出ようとした時、手が扉に接触していたため	
	再発防止策	注意喚起の表示をする	